

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 6月の主な成立法令一覧
3. 6月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 6月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

- (1) 最一判平成17年9月8日判タ1195号100頁
平成16年（受）第1222号 預託金返還請求事件 破棄差戻し
→法務速報53号5番にて紹介済み。
- (2) 最一判平成17年11月10日判時1925号84頁
平成15年（受）281号 損害賠償請求事件 一部破棄差戻し，一部上告棄却
→法務速報55号2番にて紹介済み。
- (3) 最一判平成17年12月8日判時1923号26頁
平成17年（受）第715号 損害賠償請求事件（上告棄却）
→法務速報56号5番にて紹介済み。
- (4) 最一判平成17年12月15日金法1771号58頁
平成17年（受）第560号 不当利得返還請求事件
→法務速報57号5番にて紹介済み。
- (5) 最一判平成17年12月15日金法1773号44頁
平成16年（才）第402号 土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件
→法務速報57号4番にて紹介済み。
- (6) 最二判平成18年1月13日判時1926号20頁
平成16年（受）1518号 貸金請求事件 破棄差戻し
→法務速報57号8番にて紹介済み。
- (7) 最三判平成18年1月17日判時1925号3頁
平成17年（受）144号 所有権確認請求本訴，所有権確認等請求反訴，
土地所有権確認等請求事件 一部破棄差戻し，一部上告棄却
→法務速報57号9番にて紹介済み。
- (8) 最一判平成18年1月19日金法1772号43頁
平成17年（才）第48号，同年（受）第57号 建物収去土地明渡等請求事件
→法務速報57号10番にて紹介済み。
- (9) 最一判平成18年1月19日判時1926号20頁
平成16年（受）456号，同467号 貸金請求事件 破棄差戻し
本件期限の利益喪失特約のうち，上告人丁原が支払期日に制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は，利息制限法1条1項の趣旨に反して無効であり，上告人丁原は，支払期日に約定の元本及び利息の制限額を支払いさえすれば，制限超過部分の支払を怠ったとしても，期限の利益を喪失することはなく，支払期日に約定の元本又は利息の制限額の支払を怠った場合に限り，期限の利益を喪失するものと解するのが相当である。
本件期限の利益喪失特約の下で，債務者が，利息として，利息の制限額を超える額の金銭を支払った場合には，上記のような誤解が生じなかったといえるような特段の事情がない限り，債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものということとはできないと解するのが相当である。
- (10) 最三判平成18年1月24日判時1926号31頁
平成15年（受）1653号 生命保険証券及び傷害保険証券返還等請求事件 破棄差戻し
→法務速報58号5番にて紹介済み。
- (11) 最三判平成18年1月24日判時1926号36頁
平成16年（受）424号 不当利得返還請求事件 破棄差戻し
→法務速報58号6番にて紹介済み。
- (12) 最三判平成18年2月7日判時1926号61頁
平成17年（受）282号 建物明渡請求事件 破棄自判
→法務速報58号7番にて紹介済み。
- (13) 最一判平成18年6月12日 最高HP
平成16年（受）第1219号 根抵当権抹消登記手続等請求事件（破棄差戻し）
（裁判要旨）
1 建築会社の担当者が顧客に対し，融資を受けて顧客所有地に容積率の上限に近い建物を建築した後にその敷地の一部を売却して返済資金を調達する計画を提案し，顧客がそれに従って建物を建築したところ，建築基準法に違反するため予定通り敷地の一部売却ができず，返済資金を捻出することができなかった事案

において、建築会社の担当者に敷地問題とこれによる本件北側土地の価格低下を説明すべき信義則上の義務があったとされた事例。

(理由)

本件建物を建築した後に敷地の一部を予定どおり売却することはもともと困難であったのであるから、このことは、顧客が建築契約を締結し、銀行との間で消費貸借契約を締結するに当たり、極めて重要な考慮要素となるものである。

2 顧客に対し、建築会社の担当者と共に前記計画を説明した銀行の担当者には建築基準法にかかわる問題についての説明義務違反等がないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

銀行担当者が上記説明をした際、本件北側土地の売却について銀行も取引先に働き掛けてでも確実に実現させる旨述べると特段の事情が認められる場合は、銀行担当者についても、本件敷地問題を含め土地の一部の売却可能性を調査し、これを顧客に説明すべき信義則上の義務を肯認する余地がある。

(14) 最二判平成18年6月16日 最高HP
平成16年(受)第672号 損害賠償請求事件(一部変更して認容額変更、一部棄却)
(裁判要旨)

1 B型肝炎ウイルスに感染した患者が乳幼児期に受けた集団予防接種等とウイルス感染との間の因果関係を肯定するのが相当とされた事例。

(理由)

(1)[1] B型肝炎ウイルスは、集団予防接種等の被接種者の中に感染者が存在した場合、注射器の連続使用によって感染危険性があること、[2]原告Xらは、最も持続感染者になりやすいとされる0?3歳時を含む6歳までの幼少期に本件集団予防接種等を受け、それらの集団予防接種等において注射器の連続使用がされたこと、[3]原告Xらは、その幼少期にB型肝炎ウイルスに感染して持続感染者となり、うち数名は、成人期に入ってB型肝炎を発症したことが認められる。(2)原告Xらは、母子間の垂直感染(出産時にB型肝炎ウイルスの持続感染者である母親の血液が子の体内に入ることによる感染。)により感染したのではなく、水平感染によるものと認められる。(3)昭和61年から母子間感染阻止事業が開始された結果、垂直感染を阻止することにより同世代の幼少児の水平感染も防ぐことができた。(4)本件において、本件集団予防接種等のほかには感染の原因となる可能性の高い具体的な事実の存在はうかがわれず、他の原因による感染の可能性は、一般的、抽象的なものにすぎない。

2 乳幼児期に受けた集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染しB型肝炎を発症したことによる損害につきB型肝炎を発症した時が民法724条後段所定の除斥期間の起算点となるとされた事例。

(理由)

B型肝炎を発症したことによる損害は、その損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後には発生すると認められるから、除斥期間の起算点は、加害行為(本件集団予防接種等)の時ではなく、損害の発生(B型肝炎の発症)の時というべきである。

(15) 東京高判平成17年6月22日判タ1195号220頁
平成16年(ネ)第5155号 不当利得金返還請求控訴事件 控訴棄却・上告、
上告受理申立(後上告棄却、上告不受理)

被相続人名義で契約されていた養老保険が被相続人の遺言書3条「金融機関に預託中の預貯金・信託・有価証券・その他遺言者名義の一切の預託財産」を金銭に換価し、費用を控除した残額を各相続人に相続させるとの記載の「預託財産」に該当するか否かが争われ、同条の「預託財産」とは(1)被相続人名義のものであること(2)金融機関に預託中のものであること(3)金銭に換価できるものであることと解するのが、被相続人の真意に合致するとした上、本件養老保険はこれら全てに該当するから「預託財産」に当たるとし、原判決を維持して本件控訴が棄却された。

(16) 名古屋地判平成16年7月16日判タ1195号191頁
平成14年(ワ)第5274号 損害賠償請求事件 請求棄却・控訴
(後控訴棄却・上告、上告受理申立(後上告取下、上告受理申立取下))

原告が旅館の宿泊申込カードの氏名等に虚偽の内容を記載したとの有印私文書偽造・同行使、旅館業法違反の容疑による捜査において、当該旅館近くに店舗を構えるコンビニ経営者である被告が警察の求めに応じて店舗の防犯カメラで原告の姿が撮影されたビデオテープを提出したことについて、原告が被告に対し、

(1) 被告が原告を防犯カメラによって撮影し、ビデオテープに録画したこと

(2) 被告がビデオテープを警察官に提出したことはいずれも違法であると主張し、肖像権及びプライバシー権を侵害されたことによる慰謝料等を請求したが、本件判決は(1)について、被告がコンビニに防犯カメラを設置し、ビデオテープに録画して保管することにしたのは目的において相当であり必要性を有するものであり、その撮影方法及び録画したビデオテープの管理は相当なものと認められ、

(2) について、被告が本件コンビニに係る犯罪の捜査をしているのであろうと考えて警察に協力したことが認められることなどによると、被告がビデオテープを警察に提出したことが防犯カメラでビデオテープに録画することにした目的(コンビニにおいて発生する可能性のある犯罪及び事故に対処する目的)を逸脱した違法なものであるとはいえないとし、原告の請求を棄却した。

(17) 東京地判平成16年9月27日判タ1195号263頁
平成14年(ワ)第19606号 損害賠償請求事件 請求棄却・控訴
(後控訴棄却・確定)

茨城県那珂郡東海村において土地買収に着手し宅地造成販売事業を計画していたXが、当該土地に近い距離にあるYの東海事業所(軽水炉用低濃縮ウランの再転換工場)において臨界事故が発生したために、当初予定していた価格で土地

の販売ができなかったと主張して、Yに対し主位的に原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項に基づき、予備的に民法709条に基づき損害賠償を請求した事案において、本判決は、原賠法2条2項、3条1項の「損害」について、「原子炉の運転等」「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」と相当因果関係がある限り、全ての損害を含むと解すべきであり純粋経済損失を除外する理由はない（よて、同法3条の責任とは別個に民法709条の賠償責任が生じる余地はない）としながら、本件においては、臨海事故がなかったとしても当初設定した価格で宅地が売却できたと認めることはできず、臨海事故と本件宅地の実際の売出価格が当初の設定価格より下がったこととの間に相当因果関係が認められないと判示した。

【商事法】

(18) 最一判平成18年6月1日 最高HP
平成17年（受）第1206号 損害賠償請求事件（一部破棄差戻し、一部上告却下）
（裁判要旨）

「当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって保険証券記載の自動車に生じた損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険自動車の所有者に保険金を支払います。」との条項（以下「本件条項」という。）がある自動車保険契約に基づき車両保険金の支払等を求める事案において、車両に傷が付けられたことが保険事故に該当するとして、車両保険金の支払を請求する者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わない

（理由）

本件条項は、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故」を保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」を本件保険契約に即して規定したものである。本件条項にいう「偶然な事故」を、商法の上記規定にいう「偶然ナル」事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。原審が判示するように火災保険契約と車両保険契約とで事故原因の立証の困難性が著しく異なるともいえない。

(19) 最三判平成18年6月6日 最高HP
平成17年（受）第2058号 保険金等支払請求事件（一部破棄差戻し、一部上告却下）
（裁判要旨）

「当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって保険証券記載の自動車に生じた損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険自動車の所有者（以下「被保険者」といいます。）に保険金を支払います。」との条項（以下「本件条項」という。）がある自動車保険契約に基づき車両保険金の支払等を求める事案において、車両に傷が付けられたことが保険事故に該当するとして、車両保険金の支払を請求する者は、事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張、立証すべき責任を負わない。

（理由）

本件条項は、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故」を保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故をすべて保険事故とすることを分かりやすく例示して明らかにしたもので、商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」を本件保険契約に即して規定したものであり、本件条項にいう「偶然な事故」を、同法629条にいう「偶然ナル」事故とは異なり、保険事故の発生時において事故が被保険者の意思に基づかないこと（保険事故の偶発性）をいうものと解することはできない。

(20) 東京地判平成18年2月10日判時1923号130頁
平成17年（七）第333号 取締役会議事録閲覧謄写許可申請事件
（一部認容、一部却下、確定）

株主が商法260条の4第6項前段及び同項1号の規定（当時）に基づき取締役会議事録の閲覧・謄写の許可を求めた事案において、?株主の権利行使の必要性の有無について、議事録の閲覧・謄写をすることが権利行使の準備又はその要否を検討するため必要と言えるためには、権利行使の対象となり得、又は権利行使の要否を検討するに値する特定の事実関係が存在し、閲覧・謄写の結果によっては、権利行使をすると想定することができる場合であって、かつ、当該権利行使に関係のない議事録の閲覧・謄写を求めているということができないときであれば足りるとした上で、その必要性を認め、?商法260条の4第5項の備置期間（10年間）経過後の議事録の閲覧・謄写の許可の可否について、会社が取締役会の日から10年を超えて議事録を保存しているとしても、同項の規定により本店に備え置いている議事録とはいえないから、閲覧・謄写の対象とはならない、とした事例。

【知的財産】

(21) 最三判平成18年1月24日判時1926号65頁
平成17年（受）541号 損害賠償請求事件 破棄差戻
一法務速報58号20番にて紹介済み。

(22) 知財高判平成18年5月25日 裁判所HP
平成17（行ケ）10817 商標権 審決取消請求事件
商標法50条2項本文は、商標の不利用による登録取消しの審判請求があった場合、被請求人は、日本国内における登録商標の使用を証明しなければならないことを規定しているところ、商標法2条3項2号にいう「譲渡」が日本国内において

行われたというためには、譲渡行為が日本国内で行われる必要があるというべきであって、日本国外に所在する者が日本国外に所在する商品について日本国内に所在する者との間で譲渡契約を締結し、当該商品を日本国外から日本国内に発送したとしても、それは日本国内に所在する者による「輸入」に該当しても、日本国外に所在する者による日本国内における譲渡に該当するものとはいえないので、日本国内に在住する個人消費者が個人輸入により被告から商品を購入していたことをもって、被告が日本国内において商標法2条3項2号にいう「商品……に標章を付したものを譲渡」する行為をしたとの判断は、商標法の解釈適用を誤ったものといわざるを得ない、として、商標法50条1項に基づく商標登録取消審判請求は成り立たないとした審決を取り消した事案。

(23) 知財高判平成18年5月31日 裁判所HP

平成17(ネ)10091 著作権 請負代金等請求控訴事件

空港案内図作成の委託を受けた被控訴人が、旅行案内書等の出版を業とする控訴人に対し空港案内図制作委託契約に基づく報酬債権のうち、750万円が未払いであると主張して、その支払いと遅延損害金の支払いを求めたが、控訴人は、成果物は他社の出版物の模倣である等として、支払いを拒んでいた事案で、旅行案内書の制作・発行の業務を含む出版業界においては、他社から相当程度に合理的な根拠に基づいて著作権侵害の警告ないし苦情が申し入れられるような事態を引き起こすこと自体、出版業者としての信用が傷つくであろうことは容易に推察されるのであって、著作権紛争を未然に防止ないし回避しようとするのが合理的な行動であると認められるので、被控訴人は、著作権侵害に至らない態様であっても、相当程度に合理的な根拠に基づいて著作権侵害との疑義を受けるような態様で他人の出版物を模倣・複製しない旨の付随的な債務の不履行に基づく相当な損害を賠償すべき債務がある、として本件制作委託契約に基づく報酬863万1000円の約15パーセントに相当する130万円を相当な損害と認定して相殺した事案。

(24) 知財高判平成18年5月31日 裁判所HP

平成17(行ケ)10710 審決取消請求事件(特許権、行政訴訟)

原告が拒絶査定を不服として審判請求をしたところ、発明の容易想到性を理由に審判請求は成り立たないとの審決がされたため、審判の手續違背等を理由に同審決の取消しを求めた事案につき、本願発明について審決で引用された刊行物は、拒絶査定で引用されているものの、本願発明との関係で引用されたものではないとして審決を取り消した事案。

拒絶査定では、請求項1(本願発明)との関係で「引用文献1」として特許公開公報「X」が引用されているにとどまり、審決で刊行物として引用されている特許公開公報「Y」は「引用文献2」として請求項2及び3の関係で引用されているにすぎない。したがって、本願発明との関係では、審決で引用されている刊行物「Y」は、審決において初めて引用されたものであるから、審決は、本願発明について拒絶査定とは異なる理由により容易想到性の判断をしたものであり、特許法159条2項にいう「拒絶査定不服審判において査定と異なる理由と異なる拒絶の理由を発見した場合」に当たるといふべきである。そして、本件の審判手續においては、特許出願人に対して新たな拒絶の理由を通知することなく、審判請求は成り立たないとの審決をしたものであるから、特許法159条2項の準用する同法50条本文の規定に違反するというべきであり、審決は違法な手續によりなされたものであるから、審決は取消しを免れないものである。

(25) 東京地判平成16年5月28日判タ1195号225頁

平成14年(ワ)第15570号 出版差止等請求事件

→法務速報44号21番にて紹介済み。

(26) 東京地判平成17年10月11日判時1923号93頁

平成15年(ワ)第16505号 商標権に基づく差止請求権不存在確認等請求本訴、

商標権侵害差止等請求反訴事件(本訴棄却、反訴一部認容・一部棄却、確定)

→法務速報54号22番にて紹介済み。

(27) 東京地判平成18年5月26日 裁判所HP

平成17(ワ)2274 特許権侵害差止請求事件(特許権、民事訴訟)

被告装置の販売等が原告特許権の間接侵害に当たるとして、原告が被告装置の製造販売等の差止めを求めたのに対し、被告が進歩性欠如等の無効理由を主張して争った事案につき、原告が、現クレームの技術的範囲内であるとされる公知技術Xは、本件明細書の記載に照らし本件発明の目的を逸脱することになるから、クレーム解釈上、技術的範囲外とされるはずであって、本件発明は進歩性を有する旨を反論したが、本件発明の有効性を維持することはクレーム解釈ではなく訂正手續により実現されるべきであるとした事案。

公知技術の存在を理由に公知技術を除外するようなクレーム解釈が事実上されることがないではないが、そのほとんどは、侵害訴訟において特許無効の判断ができなかったこと等を理由として、特許権者を敗訴させるためのテクニックにすぎなかったものであり、しかも、特許権者が勝訴する可能性がある事案でクレーム解釈の下にそのような限定解釈を行うことは、訂正の時期的制限や内容の制限のために訂正による無効の回避ができず、全体として無効となるべき特許についてまで権利行使を肯定する結果を招くことになるので、本件発明の有効性を維持することはクレーム解釈ではなく訂正手續により実現されるべきである。したがって、本件発明は、進歩性欠如(特許法29条2項)に該当する無効理由があり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから(同法123条1項2号)、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができない(同法104条の3)。

【民事手續】

(28) 最三決平成17年10月14日判タ1195号111頁

平成17年(許)第11号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する

許可抗告事件 破棄差戻し
→法務速報54号24番にて紹介済み。

(29) 最三決平成17年12月6日判時1925号103頁
平成17年(許)19号 債権差押命令申立て一部却下決定に対する執行抗告
棄却決定に対する許可抗告事件 破棄差戻し
→法務速報61号16番にて紹介済み(リンクなし)。

(30) 最一判平成18年1月19日判時1923号41頁
平成17年(受)第761号 損害賠償請求事件(破棄自判)
→法務速報57号21番にて紹介済み。

(31) 最二判平成18年1月23日判時1923号37頁
平成17年(受)第1344号 不当利得返還請求事件(上告棄却)
→法務速報58号30番にて紹介済み。

(32) 最二決平成18年2月17日金法1773号41頁
平成17年(許)第39号 文書提出命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件
→法務速報59号17番にて紹介済み。

(33) 福岡高判平成17年7月28日判タ1195号295頁
平成17年(ラ)第219号 債権仮差押命令却下決定に対する即時抗告事件
抗告棄却・確定
→法務速報61号19番にて紹介済み(リンクなし)。

【刑事法】

(34) 最三決平成17年10月7日判タ1195号117頁
平成14年(あ)第1431号 商法違反, 背任, 有価証券偽造, 同行使,
有印私文書偽造, 同行使被告事件(イトマン企画監理本部長事件) 棄却
→法務速報54号30番にて紹介済み。

(35) 最三決平成17年10月7日判タ1195号121頁
平成14年(あ)第1431号 業務上横領, 商法違反被告事件(イトマン代表者事件)
棄却
→法務速報54号29番にて紹介済み。

(36) 最二決平成17年10月24日判タ1195号125頁
平成17年(し)第406号 勾留理由開示の期日調書の謄写を許可しないとの裁判に
対する準抗告棄却決定に対する特別抗告 棄却
→法務速報55号28番にて紹介済み。

(37) 最三決平成18年2月20日判時1923号157頁
平成17年(あ)第1342号 わいせつ図画販売, 同販売目的所持, 児童買春, 児童
ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被告事件(上告棄却)
→法務速報59号25番にて紹介済み。

(38) 最三判平成18年6月20日 最高裁HP
平成14(あ)730 殺人, 強姦致死, 窃盗被告事件
主婦を強姦目的で殺害した上姦淫し, さらに, その場で生後11か月の同女の
長女をも殺害するなどした当時18歳の被告人につき, 第1審判決の無期懲役の科刑
を維持した控訴審判決を量刑不当として破棄した事例。すなわち, 本件の被告人
の罪責は誠に重大であって, 特に酌量すべき事情がない限り, 死刑の選択をする
ほかないものといわざるを得ないところ, 本件においてしん酌するに値する事情
といえるのは, 被告人が犯行当時18歳になって間もない少年であり, その可塑性
から, 改善更生の可能性が否定されていないということに帰着するものと思われ
るところ, 少年法51条(平成12年法律第142号による改正前のもの)は, 犯行時
18歳未満の少年の行為については死刑を科さないものとしており, その趣旨に
徴すれば, 被告人が犯行時18歳になって間もない少年であったことは, 死刑を
選択するかどうかの判断に当たって相応の考慮を払うべき事情ではあるが, 死刑
を回避すべき決定的な事情であるとまではいえず, 本件犯行の罪質, 動機, 態様,
結果の重大性及び遺族の被害感情等と対比・総合して判断する上で考慮すべき
一事情にとどまるというべきであり原判決及びその是認する第1審判決が酌量
すべき事情として述べるところは, これを個々のみても, また, これらを総合
してみても, いまだ被告人につき死刑を選択しない事由として十分な理由に当た
ると認めることはできないのであり, 原判決が判示する理由だけでは, その
量刑判断を維持することは困難であるといわざるを得ず, 原判決は, 量刑に
当たって考慮すべき事実の評価を誤った結果, 死刑の選択を回避するに足る特
に酌量すべき事情の存否について審理を尽くすことなく, 被告人を無期懲役に
処した第1審判決の量刑を是認したものであって, その刑の量定は甚だしく不当
であるとして破棄した事例。

(39) 広島高判平成17年7月28日判タ1195号128頁
平成16年(う)第183号 広島市暴走族追放条例違反被告事件 控訴棄却
→法務速報54号35番にて紹介済み。

【公法】

(40) 最三判平成17年10月11日判タ1195号104頁
平成15年(行七)第295号, 296号 公文書非公開決定処分取消等請求事件
一部破棄自判, 一部棄却
→法務速報54号39番にて紹介済み。

(41) 最一判平成18年1月19日判時1925号79頁
平成15年(行七)299号 違法公金支出返還請求事件
一部破棄差戻、一部上告棄却
→法務速報57番38番にて紹介済み。

(42) 最三判平成18年1月24日判時1923号20頁
平成16年(行七)第128号 法人税更正処分等取消請求事件(破棄差戻)
→法務速報58号47番にて紹介済み。

(43) 最一判平成18年2月23日判時1926号57頁
平成16年(行七)326号 法人税更正処分等取消請求事件 破棄自判
→法務速報59号33番にて紹介済み。

(44) 最大判平成18年3月1日判時1923号11頁
平成12年(行ツ)第62号・同(行七)第66号 国民健康保険料賦課
処分取消等請求事件(上告棄却)
→法務速報59号34番にて紹介済み。

(45) 最一判平成18年6月1日 最高裁HP
平成16(行七)61号 違法公金支出返還請求事件(上告棄却)
1 地方有力紙の報道により監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたとして、その約6か月後にされた監査請求につき、地方自治法242条2項ただし書にいう正当な理由があるとはいえないとされた事例。
2 本件会計行為は、「市が、勸奨により退職し再就職した職員の給与の上乗せ分を業務委託費の名目で再就職先の団体に対して支出」したことであるが、上記「有力紙の報道」によれば、この点について、再就職先への差額保証の慣行があることと、現に再就職者がいることが報じられており、最高裁はこの点を捉えて監査請求が可能な程度に会計行為の存在及び内容を知ることが出来たと判断した。

(46) 最三判平成18年6月13日 最高裁HP
平成15(行七)130号 在外(韓)被爆者の健康管理手当支給停止処分取消請求事件(破棄自判、請求棄却)

1 被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当支給認定を受けた後、国外に転出したため支給が停止されたことを巡り、国に対し未払い分の支給を求めることが出来るかが争われた事案である。
2 最高裁は、「健康管理手当の支給認定を受けた被爆者に対する同手当の支給義務は、原則として支給認定をした長の所属する都道府県がこれを負い、その後の居住地の移転に伴い被爆者援護法等関連法令の定めるところにより新居住地の都道府県知事が実施機関となる場合には当該都道府県がこれを負うことになるが、日本国外への居住地の移転に伴い支給義務が他に移転する旨の定めはないのであるから、日本国外に居住地を移転した被爆者に対しては、従前支給義務を負っていた最後の居住地の都道府県が支給義務を負うものであって、国がその支給義務を負うと解すべき理由はない」と判断して、国外転出者への支給実施に関する規定の無かった当時に於いては原則通り機関事務委任者である国が支給義務を負うと判断した原判決を破棄した。

(47) 最二判平成18年6月19日 最高裁HP
平成15(行七)343号 軽油引取税決定処分等取消請求事件(上告棄却)
1 軽油引取税に係る地方税法700条の3第3項にいう「炭化水素とその他の物との混合物」とは、炭化水素を主成分とする混合物に限らず、広く炭化水素とその他の物質とを混合した物質を言うとした事例。
2 上告人は、炭化水素の含有割合が33.7%ないし46.8%である自動車用燃料は上記混合物に当たらないと主張したが、最高裁は、課税の趣旨が、自動車の内燃機関の燃料とされるものの販売等について道路整備の受益者たる自動車利用者へ課税することにより課税の公平を図るところにあることから1項の通り判断し、その主張を退けた。

【経済法】

(48) 最二決平成18年1月20日判時1925号150頁
平成17年(受)575号 名称使用差止等請求事件 上告棄却
→法務速報58号53番にて紹介済み。

(49) 東京地判平成17年2月25日判タ1195号258頁
平成16年(ワ)第18865号 営業差止等請求事件 請求棄却・控訴(後和解)
薬局を経営するXの元従業員であったY1が、X経営の薬局(X薬局)の従業員を引き抜き、同薬局で使用していた薬品リスト(本件薬品リスト)を使用して、X薬局の近隣にY薬局を開設したことについて、Y1及びY薬局の薬局開設許可申請書上の開設者Y2に対し、不正競争防止法2条1項4号、7号、3条1項、2項に基づき、本件薬品リストを使用してY薬局を営業することの差止め及び本件薬品リストの廃棄等を求めた事案において、本判決は、X薬局は近隣の医院に通院する患者を主な顧客としており、Xは、X薬局開設当時、Y1を通じて同医院からその処方する薬品のリストの交付を受け、これに改訂を加えることで本件薬品リストを作成しており、本件薬品リストのうち、そのほとんどの部分を占める上記医院における処方薬のリストについては、同医院に問い合わせることにより同医院から提供を受けられる情報であり、本件薬品リスト中、これ以外の情報は独立して価値を認めることができない、また、本件薬品リストはデータとしてコンピュータに保存して管理されていたところ、アクセスに際してのパスワードの設定はなく、データのコピーや印刷が禁止されていたという事情も認められず、

これにアクセスする者が同リストが営業秘密であることを認識しうるような措置が講じられていたとはいえないとして、同法2条1項4号、7号の営業秘密に当たらないと判断しXの請求を棄却した。

2. 6月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・衆法 164 25
探偵業の業務の適正化に関する法律
・ ・ ・ 探偵業の届出・名義貸し禁止等を定めた法律
- ・衆法 164 33
公職選挙法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 南極における科学的調査業務を行なう挙人の投票の機会を確保する改正
- ・衆法 164 36
海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律
・ ・ ・ 海外の危機文化遺産に対する国の責務・財政上の措置等を定めた法律
- ・衆法 164 37
がん対策基本法
・ ・ ・ がん対策の基本理念および国・国民・医師等の責務を明らかにする法律
- ・衆法 164 38
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律
・ ・ ・ 拉致問題が改善されない場合の措置等を定めた法律
- ・参法 164 5
公職選挙法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 参議院選挙区選出議員の選挙につき定数は正を図る改正
- ・参法 164 8
国会職員法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 国会職員が早期離職した場合に国が支出した費用の全部又は一部を償還させる改正
- ・参法 164 18
自殺対策基本法
- ・参法 164 21
精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律
- ・閣法 164 30
住生活基本法
・ ・ ・ 居住の安定の確保等を図るための国・自治体の責務及び住生活基本計画等を定めた法律
- ・閣法 164 32
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律
・ ・ ・ 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図る特別の措置を定めた法律
- ・閣法 164 34
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
・ ・ ・ 国・地方公共団体の一部業務を官民競争入札又は民間競争入札に付することを可能とさせる法律
- ・閣法 164 37
健康保険法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 前期高齢者の費用負担・後期高齢者の医療費給付の適正化を図る法律
- ・閣法 164 38
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 行政処分を受けた医師に対する再教育制度の創設等を定めた法律
- ・閣法 164 39
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 戦傷病者等の妻に特別給付金を支給する措置を定めた法律
- ・閣法 164 40
独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする改正
- ・閣法 164 41

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 温室効果ガスの排出量を削減するため割当量口座簿を作成する等の改正

・ 閣法 164 43

法の適用に関する通則法

・ ・ ・ 主に民法に関する通則法の全面改正 準拠法の指定を適切化する法律

・ 閣法 164 45

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

・ ・ ・ 米穀農家に交付金を交付する措置を講じる法律

・ 閣法 164 46

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律

・ ・ ・ 独立行政法人農畜産業振興機構の業務にでん粉等買入れ及び売戻し業務を追加する法律

・ 閣法 164 47

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 国産麦の無制限買入制度及び標準売渡価格制度を廃止する法律

・ 閣法 164 49

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 犯罪被害財産につき一定の場合に没収又はその価額の追徴を可能とする改正

・ 閣法 164 50

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

・ ・ ・ 犯罪被害財産を没収し被害者に被害回復給付金を支給する措置を講じる法律

・ 閣法 164 52

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

・ ・ ・ 高齢者・障害者のために公共施設・交通機関等の設備基準等を定めた法律

・ 閣法 164 53

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 海洋汚染に対して船舶所有者等に防除措置を義務付ける法律

・ 閣法 164 54

消費者契約法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 認定された適格消費者団体に事業者の行為の差止めを請求することを可能とする法律

・ 閣法 164 55

遺失物法

・ ・ ・ 特定施設において拾得された物件の所有権の帰属等について整備する法律

・ 閣法 164 57

地方自治法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 助役、出納長若しくは収入役を副市町村長とする等の法律

・ 閣法 164 58

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

・ ・ ・ 認定こども園を設置する等、就学前児童の保育を推進する法律

・ 閣法 164 59

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 地方議会議員退職年金等の給付水準を引き下げる改正

・ 閣法 164 60

公職選挙法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とする改正

・ 閣法 164 61

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 中小企業等協同組合の行う事業につき関係諸法を改正する法律

・ 閣法 164 62

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 第一種フロン類回収業者への引渡しの委託を書面で管理する等の改正

・ 閣法 164 63

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 準空気銃の所持を禁止する等の改正

・ 閣法 164 64

住民基本台帳法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 住民基本台帳の閲覧の規制強化および不正閲覧についての罰則強化を図る法律

・閣法 164 65

学校教育法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 盲学校・聾学校・養護学校を特別支援学校に改める法律

・閣法 164 66

職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 実習併用職業訓練の実施計画の認定制度を創設する等の改正

・閣法 164 67

薬事法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 一般用医薬品以外の医薬品の店舗販売の範囲拡大および脱法ドラッグの取締り強化等を図る法律

・閣法 164 68

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 妊娠等を理由とする労働者の不利益取扱いを禁止する等の法律

・閣法 164 69

意匠法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 意匠権の存続期間の延長および模倣品の輸出を侵害行為に追加する等の改正

・閣法 164 70

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 輸入鳥獣への標識制度の導入および狩猟免許制度の見直し等を定めた改正

・閣法 164 71

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

- ・ ・ ・ 剰余金分配を目的としない社団及び財団につき一般社団法人及び一般財団法人の制度を創設する法律

・閣法 164 72

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

- ・ ・ ・ 公益法人の監督を主務官庁から内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度の創設

・閣法 164 73

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- ・ ・ ・ 中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定を整備する法律

・閣法 164 74

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

- ・ ・ ・ 特別会計や公務員の総人件費の見直し等を含む行政改革推進のためのプログラム規定

・閣法 164 75

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 官民交流を活発化させるために交流元企業との雇用関係を継続可能とする改正

・閣法 164 79

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するための法律

・閣法 164 80

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

- ・ ・ ・ 日本・カナダの両国において就労する者の年金制度を整備する法律

・閣法 164 81

証券取引法等の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 公開買付制度及び大量保有報告制度の書類開示制度の整備等の改正

・閣法 164 82

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- ・ ・ ・ 金融先物取引法を廃止し、その他関係諸法の規定を整備する法律

・閣法 164 85

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律

- ・ ・ ・ 留置所等の施設における受刑者等の処遇の様態等を定めた改正

・閣法 164 86

国家公務員の留学費用の償還に関する法律

- ・ ・ ・ 国家公務員が早期離職した場合に国が支出した費用の全部又は一部を償還させる改正

・閣法 164 87
消防組織法の一部を改正する法律
・・・消防団員の立場を整備し広域消防の推進に寄与する法律

・閣法 164 88
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律
・・・建築基準法の規定に違反する建築物の設計者に対する罰則強化等を定めた法律

3. 6月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・原田 剛 成文堂 414頁 5460円
請負における瑕疵担保責任

・武井一浩・中山龍太郎編著 商事法務 487頁 4620円
企業買収防衛戦略Ⅱ . . . ★

・宮下修一 信山社 520頁 12600円
消費者保護と私法理論

・郡谷大輔編著 松本 真・豊田祐子他著 商事法務 250頁 2310円
会社法施行前後の法律問題

・椿 寿夫・三木 宏編著 信山社 768頁 16800円
権利消滅期間の研究

・今井 宏監・住友信託銀行証券代行部編 商事法務 272頁 2730円
新会社法・法務省令と実務対応

・中山信弘編 商事法務 275頁 3675円
別冊NBL No. 108 平成18年度版 電子商取引に関する準則とその解説

・安達栄司 成文堂 260頁 4725円
民事手続法の革新と国際化

・石原 全 信山社 392頁 5880円
約款による契約論

4. 6月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・山中庸幸 商事法務 424頁 3990円
実務立法技術

・増田英敏 成文堂 440頁 3360円
租税憲法学 [第3版]

・見上崇洋 有斐閣 322頁 4200円
立命館大学叢書政策科学 6 地域空間をめぐる住民の利益と法

・堀部政男編著 サイエンス社 312頁 2835円
インターネット社会と法 [第2版]

・日弁連法務研究財団編 商事法務 217頁 3360円
JFL叢書 8 公法系実務と法曹養成

・プレマナンダン・高田 寛 文真堂 238頁 2835円
新世代の法律情報システム ―インターネット・リーガル・リサーチ―

・適性試験委員会編 商事法務 139頁 3150円
法科大学院統一適性試験テクニカルレポート 2005

・山口 厚・井田 良・佐伯仁志 岩波書店 256頁 2940円
理論刑法学の最前線Ⅱ . . . ★

・日本労働法学会編 法律文化社 228頁 2835円
日本労働法学会誌 107号 労働契約法の基本理論と政策課題

5. 発刊書籍<解説>

・企業買収防衛戦略Ⅱ

最新の企業買収防衛策として、平時導入型買収防衛策について詳説された理論解説書。主に敵対的買収について解説された同題の書籍の続著にあたる。前著の加筆・修正という位置付けではなく、敵対的（有事の）買収防衛策に対する平時の買収防衛策についての解説が本書の主旨である。買収防衛策による新たな企業価値基準の構築や日本型の買収防衛策「条件決議型ワクチン・プラン」の紹介等、実務対応を重視した内容となっている。

・理論刑法学の最前線Ⅱ

著名な刑法学者三名が、最新の刑法各論の中からまず一名が論点・争点を論文形式で自論を展開し、他の二名が討論形式で反対説等を述べるという研究書。自論部分のみで十分な研究書であるが、討論部分も理路整然と解説されており、より理解度を深めることが出来るようになっている。胚段階での生命保護やクレジットカード詐欺等、今後重要論点となり得るテーマを厳選している点は時事書としても有用である。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
